

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県蚕糸業法施行細則

鳥取県桑苗検査規則

規 則

鳥取県蚕糸業法施行細則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県蚕糸業法施行細則

蚕糸業法施行手続(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)、蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)及び蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号。以下「省令」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(掃立口の合併等の届出)

第二条 蚕種製造業者は、省令第十七条第二項の規定により掃立口を合併し、又は分割したときは、遅滞なく、様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。

(蚕種の検査に關する届出手続)

第三条 省令第二十九条第一項の規定による届出は、様式第二号による届出書を提出してしなければならない。

2 省令第二十九条第二項前段の規定による届出は、様式第三号による届出書を提出してしなければならない。

3 省令第二十九条第二項後段の規定による届出は、様式第四号による届出書を提出してしなければならない。

(蚕種検査成績の報告手続)

第四条 省令第三十条の規定による報告は、様式第五号による報告書を提出してしなければならない。

(学術研究用蚕兒飼育委託届出書の様式)

第五条 省令第四十三条の二第二項に規定する届出書は、様式第六号によるものとする。

(輸入蚕種の検査に関する届出手続)

第六条 省令第五十二条第一項の規定による届出は、様式第七号による届出書を提出してしなければならない。

2 省令第五十二条第二項前段の規定による届出は、様式第八号による届出書を提出してしなければならない。

3 省令第五十二条第二項後段の規定による届出は、様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

(輸入蚕種検査成績の報告手続)

第七条 省令第五十二条の二の規定による報告は、様式第十号による報告書を提出してしなければならない。

(桑苗の摘採の禁止の特例)

第八条 桑苗生産者は、省令第五十五条本文の規定にかかわらず、毎年九月二十五日以降においては、ほ場にある桑苗につき、その先端部(幹長の五分の一以内の部分に限る。)の葉を摘採し、又は摘採させることができる。ただし、葉が摘採されない部分の幹長をメートル未満にしてはならない。

(生繭売買業届出受理証の交付)

第九条 知事は、省令第五十九条第一項に規定する生繭売買業届出書を受理したときは、様式第十一号による受理証を交付するものとする。

(生繭売買業の変更等の届出手続)

第十条 省令第五十九条第二項の規定による届出は、同項第一号又は第三号に該当する場合にあつては様式第十二号、同項第二号に該当する場合にあつては様式第十三号による届出書を提出してしなければならない。

2 前条の規定により受理証の交付を受けている者(以下「生繭売買業者」

という。)は、省令第五十九条第二項第一号に該当するときは、受理証を知事に提出して、その書き換えを受けなければならない。

3 生繭売買業者は、省令第五十九条第二項第二号に該当するときは(生繭の売買又は仲立の業を休止したときを除く。)は、受理証を知事に返納しなければならない。

(生繭売買業届出受理証の再交付)

第十一条 生繭売買業者は、第九条の規定により交付された受理証を亡失し、又はき損したときは、知事に受理証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第十四号による申請書を提出してしなければならない。

(提出書類の経由)

第十二条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所轄地方農林振興局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 蚕糸業法施行令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第二百七十五号)による改正前の蚕糸業法施行令第三条の十六の規定により交付されている生繭売買業許可証は、第九条の規定により交付された受理証とみなす。

(鳥取県生繭取扱規則の一部改正)

3 鳥取県生繭取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)の一

部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 鳥取県蚕糸業法施行細則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十六号。以下「規則」という。）第九条の規定により受理証の交付を受けている者（以下「生繭売買業者」という。）がその業務を行おうとするときは、受理証を携帯しなければならない。

第四条中「許可証」を「規則第九条の規定により交付された受理証」に、「関係吏員」を「蚕糸業法第十二条に規定する県の吏員」に改める。

様式第一号中「許可証」を「受理証等」に改め、同様式の備考一中「とは」を「は、」に改め、同様式の備考二中「許可証の番号は」を「受理証等の番号は、」に改める。

様式第二号中「許可証」を「受理証等」に改める。

様式第三号中「許可証番号」を「受理証等の番号」に、「五〇糶」を「五十センチメートル」に、「一五糶」を「十五センチメートル」に改める。

様式第四号中「許可証」を「受理証等」に改める。

様式第六号中「許可番号鳥取受」を「受理証等の番号」に改める。

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

4 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三農蚕園芸課の項部長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第四条の規定

による器械玉糸製造業の許可

別表第三農蚕園芸課の項部長専決事項の欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第三農蚕園芸課の項課長専決事項の欄第八号を次のように改める。

八 鳥取県蚕糸業法施行細則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十六号）第九条の規定による生繭売買業届出受理証の交付

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

5 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

別表第二繭検定所長の項を次のように改める。

繭検定所長 一 蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条ノ二の規定による繭の検定

(二) 第三条ノ三第二項の規定による繭検定請求の受理

(三) 第三条ノ七の規定による検定供用繭の提出の受理

(四) 第三条ノ八の規定による検定供用繭の提出命令及び提出することができない旨の届出の受理

(五) 第三条ノ九の規定による繭検定証の交付及びその謄本の交付の請求の受理

(六) 第三条ノ十一の規定による検定供用繭から得た生糸等の返還

二 鳥取県繭鑑定規則（昭和二十八年七月鳥取県規則第五十

の返還

二 鳥取県繭鑑定規則（昭和二十八年七月鳥取県規則第五十

二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による職の鑑定

(二) 第三条ただし書の規定による鑑定供用職の数量の増減の承認

様式第1号 (第2条関係)

掃立口の合併 (分割) 届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり掃立口を合併 (分割) したので、鳥取県蚕糸業法施行規則第2条の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
届出者 氏 名

Ⓜ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

合併 (分割) 年月日	
合併 (分割) した理由	
合併 (分割) した量	

様式第2号 (第3条関係)

蚕種検査実施届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり蚕種に関する検査を実施したいので、蚕糸業法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

母蛾 ^が の検査所	名 称	
	所 在 地	
蚕種に関する検査管理者の氏名		
検査しようとする蚕種の概定数		グラム
蚕種に関する検査に從事する者の予定数	蚕児の検査	人
	繭の検査	人
	母蛾 ^が の検査	人
母蛾 ^が の検査の用に供する建物の種類及び延面積		
母蛾の検査の用に供する設備	顕微鏡	台
	遠心分離機	台
	その他()	台

添付書類

- 1 蚕種に関する検査管理者の履歴書
- 2 母蛾の検査の用に供する建物の平面図

様式第3号 (第3条関係)

蚕種検査変更届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり蚕種に関する検査の届出事項を変更したので、蚕糸業法施行規則第29条第2項前段の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

変更年月日	
変更理由	変更前
	変更後
変更内容	

様式第4号 (第3条関係)

蚕種検査廃止届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり蚕種に関する検査を廃止したので、蚕糸業法施行規則第29条第2項後段の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所
届出者 氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

様式第5号 (第4条関係)

蚕種検査成績報告書

職 氏 名 殿

蚕糸業法施行規則第30条の規定により、蚕種検査成績を下記のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所
報告者 氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

1 母蛾メの検査所及び従事者

母蛾 <small>メ</small> の検査所	名 称	
	所 在 地	
母蛾 <small>メ</small> の検査に従事した者	実 数	人
	延 数	人

2 蚕種掃立数量

	蚕糸試験場製造	都府県試験場製造	蚕種製造業者製造			合 計
			白 製	その他	計	
原原蚕種	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	
原蚕種						
合 計						

3 蚕児の検査の成績

	合	格	不	合	格	計
掃立口数		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
掃立蠶量		グラム		グラム		グラム

4 繭の検査の成績

	合	格	不	合	格	計
掃立口数		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
繭数量		キログラム		キログラム		キログラム

5 母蛾の検査の成績

(1) 原原蚕種及び原蚕種

	合	格	不	合	格	計
原原蚕種		蛾		蛾		蛾
原蚕種						

(2) 普通蚕種

	合	格	不	合	格	計
掃立口数		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
製造数量		箱		箱		箱

備考

- 1 2の蚕種掃立数量は、蠶量を記載すること。
- 2 5の(2)の普通蚕種の製造数量は、精製卵量について散卵20,000粒を1箱として記載すること。ただし平付製造のものにあつては、卵量を箱数(1箱11.7グラム)に換算して記載すること。

様式第6号(第5条関係)

学術研究用蚕児飼育委託届出書

職氏名殿

下記のとおり学術研究用蚕児の飼育を委託したいので、蚕糸業法施行規則第48条の2第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 -

住所 届出者 氏名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

研究所の名称	
研究所の所在地	
蚕種製造者の氏名又は名称	
委託の目的	
蚕種の品種名	
掃立数量	グラム(蛾)
掃立予定月日	
飼育委託者の市町村別戸数	
母蛾の検査の方法及び成績	

様式第7号(第6条関係)

輸入蚕種検査実施届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり輸入蚕種に関する検査を実施したいので、蚕糸業法施行規則第52条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住 所

届出者

氏 名

④ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

母蛾又は卵の検査所	名 称	
	所 在 地	
蚕種に関する検査管理者の氏名		
検査しようとする蚕種の概定数		グラム
蚕種に関する検査に従事する者の予定数	母蛾の検査	人
	卵の検査	人
母蛾又は卵の検査の用に供する建築物の種類及び延面積		
母蛾又は卵の検査の用に供する設備	顕微鏡	台
	遠心分離機	台
	その他()	台
検査を委託する場合にあつては受託者の氏名(名称)及び住所		

添付書類

- 1 蚕種に関する検査管理者の履歴書
- 2 母蛾又は卵の検査の用に供する建築物の平面図

様式第8号(第6条関係)

輸入蚕種検査変更届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり輸入蚕種に関する検査の届出事項を変更したので、蚕糸業法施行規則第52条第2項前段の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住 所

届出者

氏 名

④ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

変更年月日	
変更理由	変更前
	変更後
変更内容	

様式第9号 (第6条関係)

輸入蚕種検査廃止届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり輸入蚕種に関する検査を廃止したので、蚕糸業法施行規則第52号第2項後段の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
届出者 氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

様式第10号 (第7条関係)

輸入蚕種検査成績報告書

職 氏 名 殿

蚕糸業法施行規則第52条の2の規定により、輸入蚕種検査成績を、下記のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

報 告 者
住 所 氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 記

1 母蠶^メの検査所及び従事者

母蠶 ^メ の検査所	名 称	
	所 在 地	
母蠶の検査に従事した者	実 数	人
	延 数	人

2 蚕種検査成績

(1) 原原蚕種及び原蚕種

蚕種の製造地	母 蛾 の 検 査				卵 の 検 査	
	1母蛾ごとに卵と照合できるもの		1母蛾ごとに卵と照合できないもの		合格	不合格
	合格	不合格	計	合格	不合格	計
原原蚕種						
合計						
原蚕種						
合計						

(2) 普通蚕種

蚕種の製造地	母 蛾 の 検 査		卵 の 検 査	
	合格	不合格	合格	不合格
	計	計	計	計
合計				

備考 2の(1)の原原蚕種及び原蚕種の数量並びに(2)の普通蚕種の数量は、輸入した時の単位によりそれぞれ記載すること。

様式第11号 (第9条関係)

(表 面)

第 号
生繭売買業届出受理証

住 所
氏 名

蚕糸業法第15条第3項の規定による届出を受理したことを証する。

年 月 日 職 氏 名 印

(裏 面)

(写 真 印)

様式第12号（第10条関係）

生繭売買業変更届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり生繭売買業の届出事項に変更を生じたので、蚕糸業法施行規則第59条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

変 更 年 月 日	
変 更 理 由	
変 更 事 項	変 更 前
	変 更 後
変 更 内 容	

様式第13号（第10条関係）

生繭売買業休止（廃止・退職）届出書

職 氏 名 殿

下記のとおり生繭売買業を休止（廃止・退職）したので、蚕糸業法施行規則第59条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

生繭売買業休止（廃止・退職）理由	
生繭売買業休止（廃止・退職）期間(年月日)	

様式第14号 (第11条関係)

生繭売買業届出受理証再交付申請書

職 氏 名 殿

生繭売買業届出受理証の再交付を受けたいので、鳥取県蚕糸業法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

住 所

申請者

氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

受 理 証 番 号	
再交付を受けようとする理由	

備考 写真を添付すること。

鳥取県桑苗検査規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県桑苗検査規則

鳥取県桑苗検査規則(昭和四十四年九月鳥取県規則第五十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十四条、蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第二条及び蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号。以下「省令」という。)第五十六条の規定に基づき、桑苗の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の義務)

第二条 他人に譲渡する目的で桑苗を生産する者(以下「桑苗生産者」という。)は、ほ場において栽培中の桑苗及び生産された桑苗について、この規則の定めるところにより、その者の所属する団体(以下「団体」という。)の検査を受け、又は自ら検査を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する桑苗については、この限りでない。
一 台木用の実生桑苗
二 学術研究又は試験の用に供する桑苗

三 博覧会、共進会、品評会等に出品する桑苗

四 その他特別の理由により知事が検査の必要がないと認めた桑苗

(検査規程の制定)

第三条 前条の規定により検査を行う団体は、検査の実施手続等に関する規程を定め、これに従つて検査を行わなければならない。

(検査への立会い)

第四条 第二条の規定により検査を行う団体は、その検査に桑苗生産者又はその代理人を立ち合わせなければならない。

(ほ場検査の方法)

第五条 ほ場において栽培中の桑苗についての検査(以下「ほ場検査」という。)は、そのほ場のすべての桑苗について、萎縮病ウイルス、モザイク病ウイルス又は桑介殼虫(以下「病害虫」という。)が付着していないかどうか、及び省令第五十五条の規定(以下「摘採禁止規定」という。)に違反して摘採されていないかどうかについて行うものとする。

2 桑苗生産者は、ほ場検査において、桑苗に病害虫が付着していると認められたとき、又は摘採禁止規定に違反して摘採された桑苗があると認められたときは、省令第五十七条に規定する消毒若しくは処理を行い、又は摘採禁止規定に違反して摘採された桑苗を抜き取らなければならない。

(生産物検査の方法)

第六条 生産された桑苗についての検査(以下「生産物検査」という。)は、生産は場別、品種別、採苗法別及び規格別の区分により束にして仮植した桑苗について、当該生産は場別、品種別、採苗法別及び規格別の区分による検査単位ごとに十束(十束に満たないものは、その束)に対

し一束の割合で抜き取り、その束の中に次の各号のいずれかに該当する桑苗が含まれていないかどうかについて行うものとする。

- 一 紫紋羽病菌、白紋羽病菌、胴枯病菌、根朽病菌、桑介殼虫又は根瘤緑虫の付着している桑苗
- 二 根部の発育が不良な桑苗

2 前項の桑苗の規格別の区分は、次の表の基準により行うものとする。

規 格	桑苗の根まわり
大 苗	三・五センチメートル以上
中 苗	二・五センチメートル以上三・五センチメートル未満
小 苗	二・一センチメートル以上二・五センチメートル未満

3 第一項の規定により桑苗を束にする場合には、大苗は二十五本、中苗及び小苗は五十本をそれぞれ一束としなければならない。ただし、端数を生じたときは、それぞれその端数を一束とすることができる。

(生産物検査の合格基準)

第七条 生産物検査は、前条第一項の規定により抜き取られた束のすべてに同項各号のいずれかに該当する桑苗が含まれていない場合に、その検査単位に属する桑苗を合格とする。

(不合格の理由の明示)

第八条 生産物検査を行った団体は、桑苗を不合格としたときは、桑苗生産者又はその代理人に対してその理由を明示しなければならない。(生産物検査の再検査)

第九条 桑苗生産者は、生産物検査に不合格となつた桑苗について、不合格の原因を除去したときは、団体の行つた検査に不合格となつた場合に於ては当該団体の再検査を受け、自ら行つた検査に不合格となつた場合に於ては自ら再検査を行うことができる。

(桑苗検査合格証票)

第十条 生産物検査を行つた団体又は桑苗生産者は、桑苗を合格としたときは、様式第一号による合格証票を合格した桑苗の束に付さなければならない。

(桑苗検査合格証票の再使用等の禁止)

第十一条 前条の規定による合格証票は、再使用その他不正な使用をしてはならない。

(生産物検査の失効)

第十二条 生産物検査に合格した桑苗が、次の各号のいずれかに該当する場合には、生産物検査を受けていないものとみなす。

- 一 第十条の規定による合格証票を亡失し、又は著しく汚損した場合
- 二 束を破損し、又は改装した場合

(報告)

第十三条 第二条の規定により検査を行つた団体又は桑苗生産者は、毎年四月三十日までに、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの検査の結果を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、様式第二号による報告書を提出してしなければならない。

(監督検査等)

第十四条 知事は、桑苗の検査の適正化を図るため必要があると認めると

きは、団体若しくは桑苗生産者が検査を行つた桑苗につき、更に監督検査を行い、又は団体若しくは桑苗生産者に対し、監督上必要な命令をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三農蚕園芸課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十 鳥取県桑苗検査規則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十七号)

第十四条の規定による監督検査の実施又は監督上必要な命令

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

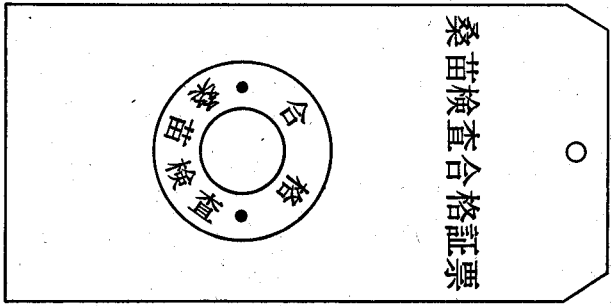
3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

様式第1号 (第10条関係)

(表 面)



(裏 面)

年産桑苗

品 種 名
生 産 者
住 所
氏 名
(名 称)
検 査 者 氏 名
所 属 団 体 名

備 考

- 1 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横5センチメートルとする。
- 2 紙質は、模造紙とする。
- 3 合格印の直径は、3センチメートルとする。
- 4 合格印の中央には、大苗、中苗、小苗の別を表示する。
- 5 合格印の肉色は、赤とする。

様式第2号 (第18条関係)

桑苗検査成績報告書

職 氏 名 殿

下記のとおり検査したので、鳥取県桑苗検査規則第13条第1項の規定により報告します。

年 月 日

住 所
氏 名

Ⓢ (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

1 桑苗の採苗法別検査状況

採苗方法	区分	ほ場検査		生産物検査		検査合格	
		面積	受積	検量	面積	検量	合格
接 木	木 出	アール	アール	本	アール	本	本
代 取	木						
新梢	さし木						
古条	さし木						
実 生							
合 計							

2 生産物検査に合格した桑苗の生産戸数及び品種別数量

区分(戸数)	品 種 名					合 計
個 人 (戸)	本	本	本	本	本	本
共 同 (戸)						
合 計						

備考 1の生産物検査の合格面積及び数量は、再検査に合格したものを含むものとする。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】